岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月26日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県条例第51号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表第２（第３条関係）
<table><tr><td colspan="2">［略］</td></tr><tr><td>35　火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務
（１）・（２）　［略］
（３）　省令第44条の２第６項の保安検査証の交付（製造施設に係るものを除く。）
（４）　［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>35の２　火薬類取締法施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務
（１）・（２）　［略］
（３）　省令第44条の２第６項の保安検査証の交付
（４）　［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td colspan="2">［略］</td></tr></table></td><td>別表第２（第３条関係）
<table><tr><td colspan="2">［略］</td></tr><tr><td>35　火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務
（１）・（２）　［略］
（３）　省令第44条の２第８項の保安検査証の交付（製造施設に係るものを除く。）
（４）　［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>35の２　火薬類取締法施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務
（１）・（２）　［略］
（３）　省令第44条の２第８項の保安検査証の交付
（４）　［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td colspan="2">［略］</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正部分は、下線の部分である。</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、公布の日から施行する。